⑪　オンサイト総括が警戒を必要と認める当該再処理施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑫　当該再処理施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑬　その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	

施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
①　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。 ②　制御室が使用できなくなること。 ③　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ④　火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑤　セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。 ⑥　再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。 ⑦　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑧　その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＵＰＺ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
①　再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。 ②　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ③　セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。 ④　原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。 ⑤　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥　その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

９．原子炉の運転等のための施設（１．から８．までに掲げるものを除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ （③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
①　当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ②　当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③　東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④　オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤　その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
①　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ②　その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。ＵＰＺのみが設定される場合は、ＵＰＺ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
①　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ②　その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。